

Title	寛政の混浴禁止令をめぐって：近世都市史の一断章
Sub Title	A decree against promiscuous bathings in the city of Edo
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.3 (1972. 4) ,p.115(359)- 129(373)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720400-0115">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720400-0115</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 寛政の混浴禁止令をめぐって

— 近世都市史の一断章 —

中 井 信 彦

田沼意次の政権をクーデターで打倒したあと、若干の空白期において成立した松平定信の政権が打出した幕府の諸政策は、いわゆる寛政の治と呼ばれて、享保・天保のそれと共に江戸時代の三大改革の一つに数えられてきている。その政策の实质と有効性については、検討すべき多くの問題を含んでいるが、享保・天保の改革と共通して、乱れた風俗を肅そうとする一面をもっていたことは周知の通りである。そのことのもつ意味もまた慎重に検討されねばならないが、ここでは、寛政改革のうちの、ほんのささやかな一部でありながら、よく知られている男女混浴の禁止について、一瞥を加えてみよう。

男女混浴を禁ずる法令は、寛政三年正月、江戸町方に対して布告されたものである。その事実から、このころまで江戸で男女の混浴が一般におこなわれていたのが、定信の禁止令によつて止めになったと早とちりする向きもあるので、法令の全文を念のためにまず引用しておく。これは御触書天保集成八十一、風俗之部にも収められているが、左に掲げるものは幸田成友先生の旧蔵にかかる江戸の町触集である『正事集』（慶応義塾図書館所蔵）六十九所載のもので、御触書集成所収とは若干の文言の出入がある。

「町中男女入込湯之場所、右は大方場末之町々ニ多有之、男湯女湯相分焚いては、人入少々、渡世に相成不申ゆ故、入込仕ゆ義と相聞、其段は無坩子細にも可有之ゆ得共、場所柄相成之所は、入込焚ゆ義、仕来にては乍申猶以如何ニゆ、是迄刻限ヲ以相分、又は日を分、男湯女湯と焚ゆものも有之ゆ、刻限にては紛敷ゆ間、以来場所柄は勿論、場末たりとも、入込湯は一統堅令停止ゆ、依之、是迄入込湯焚来ゆ者は、其向寄ニ申合、不差合ゆ様、譬ハ一六之日、又は二七三八四九五十之日か、次第ヲ立置、無差支女湯焚可申ゆ、只今迄入込湯焚来ゆ分は、仲間にて帳面記置、此以後勝手にて、別段女湯取建度者は、申付ゆ儀も可有之ゆ、右取極之内、来月十五日迄は先是迄之通差置可申ゆ、其内日限等取極、来月十五日よりは決難相成、相止可申ゆ、

右之通湯屋共え相触ゆ間、是迄女子共近辺入込湯にて入来ゆ者ハ、此度相止ゆては日ニより湯之場所隔ゆ事も可有之ゆ得共、入込湯之義は、一統風俗之ためよろしからざる事ニ付、相止ゆ間、其旨町中可相心得者也

亥正月

右之通、従町御奉行所被仰渡ゆ間、町中湯屋共は不及申ニ、家持借屋店借裏々迄、入念可相触ゆ、以上

正月

町年寄役所

この江戸町触が町年寄役所から町名主に達せられたのは、正事集によると寛政三年正月二十日のことであるから、経過期間として二十五日があつたことになる。因みに御触書集成所載のものでは、「此以後勝手にて別段女湯取建度者は」と「申付ゆ儀も可有之ゆ」との間に、「可願出、其元株を以」の文言があり、また暫定的な経過期間の日限が「来月十四日迄」となっている。これらは御触書集成に拠るべきかと思う。その他の異同箇所については、俄に正誤を決め難い。そして御触書集成では町年寄役所の奥書を欠き、発令の日次も不明である。

法令の主旨は、銭湯の男女別入浴に別湯槽によるもの、単一槽による日別、時刻別があり、混浴もある。それぞれに事

情があり、慣習でもあるが、以後混浴と時刻別の別浴を一切禁止する。単一槽の湯屋は地域ごとに申合せ、女湯の日を月八回を標準に定めよ。また女湯を新たに増設することを望む者には、男湯屋株によつて認可する特別扱を考慮するであろう。湯屋を利用する女子にとつては不便も少くないであろうが、風規をただすためであることを諒承せよ、というほどの意味である。

## 二

江戸市中の湯屋は、これよりさき十二に分れた組合をつくり、組毎に規約を定めて営業していた。寛政二年の二月に、それら十二組の行事から町奉行所に対して「勿論、古来より組々にて定法相定置ゆ得共、私共定申ゆ事故、区々にて一同不仕、申合等何事も行届不申、銘々取締無之、相互に難義仕ゆ、前書申上ゆ株式御座ゆ間、此度御願申上ゆは、組々為取締、乍恐番組御定被成下ゆ様奉願上ゆ、左ゆ得は火之元之義は不及申、諸事申合等行届き、取ゞ宜相成、湯株相定可申と奉存云々」との趣旨の願書が提出されている。質屋・銭両替屋など、番組組織をもつていた営業は他にも例があるから、湯屋もまたこれに倣おうとしたのである。町奉行所は、当時の慣例に従つて、町年寄を介して町々に障りの有無を尋問した。「正事集」には一年を経た翌三年二月付の南北小口年番・肝煎名主一同から町年寄に宛てた存寄書が収録されているので、次にその全文を引用しよう。

一町中湯屋共番組相定ゆ義旨、町々相障りゆ筋も御座有間敷哉ニ奉存ゆ、然共、唯今迄最寄にて申合有之、湯屋共差支之筋無之渡世仕来ゆ処、此度番組相極、湯屋株相定ゆハ、人数等も相極、以来新規湯屋御願申上ゆ義難相成様成行可申哉、近来湯株之義高直に相成、猶又以来湯銭引上申合等に付、一同二三日も相休ゆ上湯銭相増ゆ義も出来可仕哉、是又湯銭壹ヶ年仕替之義難相成趣にも申合等可仕哉、是等之義旁以、末々至、町々一統之差障り出来可仕哉奉存ゆ、

是迄之通り御差置被下様仕度奉存候段々、去戌年南北小口年番名主共より以書付御返答申上候処、猶以小口年番名主肝煎名主共、惣年番え申談、障り有無可申上旨被仰渡候二付、評義仕候所、是迄之通新規湯屋御願申上候儀并湯錢等上り不申、且又湯錢壹ヶ年仕切にて入湯致候者共、外湯屋え仕切替之義勝手次第に相成候義に御座候ハ、組合番組相定候儀、元々も宜、町方相障候義御座有間敷哉に奉存候、右再御尋に付、私共存寄申上候、以上」

これによると、湯錢組合の番組組織化願に対して一旦反対の返答書が小口年番名主から提出されたことが知られる。湯屋株の株数が定められることによつて新規開業が困難になること、同盟休業による湯錢引上げが行われる恐れのあること、また年間入湯契約の他湯屋への変更を認めなくなる恐れがあることなど、要するに独占の強化が反対の理由であつた。しかし、当局側にはこの出願を許可しようとする意向があつたとみえ、町方一般に対してでなく、惣年番を中心に小口年番・肝煎名主に範圍を限定して障り有無の再尋を命じたのである。そこで、さきの反対理由として挙げたものが行われないことを条件として、賛成の存寄書を改めて提出した。それが上記に引用したものに他ならない。

この存寄書には日付がないが、二月上旬に提出されたものであることは、前後の記載からみて、ほぼ確實である。従つて、さきに引用した混浴禁止令に先立つこと僅か半月のことであり、両者の間に何らかの関連があることは、推測に難くないであらう。

### 三

混浴禁止令の経過措置期日を一月余り過ぎた四月二十日に、町年寄会所で年番名主に次の申渡が行われた。

「町々湯屋之儀、先達て御触以来、男女湯風呂相分り、女湯株所持之者は別段風呂相建申度追々相願、最早八拾ヶ所余も女湯被仰付候処、右之内には、当人又は組合湯屋共心得違有之、女湯風呂普請出来致候ても見合湯焚不申者も有

之由、右其外湯屋願未被仰付も有之、御調中に付、心得違にて見計罷在、女湯焚不申ゆ哉、右躰にては町々差支に相成、願濟被仰付ゆ詮も無之間、願相濟ゆ女湯、新規建ゆ分は無差支早々湯風呂焚ゆ様可致ゆ、右之御沙汰有之事にて、急度申渡ゆ義にては無之間、此所心得違無之様、名主支配限、女湯新規被仰付ゆ者并日限相立女湯焚ゆ者えも、前書心得違無之様可申聞事、」

さきの混浴禁止令以降、女湯風呂の新設申請許可が八十を超え、工事を完成したものもあるに拘らず、その営業を見合わせるに、湯屋に関する別件取調についての誤解によるのかと思われる。奉行所からの正式命令ではないが、女湯の開業を急ぐよう町名主を通じ促進すべしというほどの意味である。

この申渡の中で「其外湯屋願未被仰付も有之、御調中に付」とあるのが、前項に記した番組出願の件であることは、推測してまず誤りないであろう。前年に湯屋組合の出願した番組制度が町民の反対による年番名主の反対答申にあつて行き悩んでいた最中のことであつたから、混浴禁止令への対応として女湯の増設申請はしたもの、営利上の見通しがかぬ故に、実行を躊躇していたものと思われる。そのような事態をみた町奉行所は、女湯風呂の増設と日別けとによる混浴廃止の勵力を、名主を通して促進しようとしているのである。

#### 四

江戸町触を集録した「正事集」によつて紹介した以上の一連の資料を時間的に整理すれば、次の通りになる。

寛政二年二月 湯屋組合行事、番組組織を出願。

町年寄、差障り有無を町尋。

同年？月 小口年番名主、湯屋番組制に反対の旨を答申。

寛政の混浴禁止令をめぐる

？

町年寄、小口年番・肝煎名主に湯屋番組出願につき再尋。

同三年一月廿日 町奉行所、男女混浴禁止の町触を公布。

同 年二月初旬 小口年番・肝煎名主、条件付きをもつて番組制に賛成の旨を答申。

同 年四月廿日 町年寄、奉行所の旨をうけて女湯風呂の開業促進方を町方に申渡。

このような瑣細な事柄の経過を、ことこまかに詮索する意図を疑われる向きが多いであろう。松平定信が老中上座の席についたのは天明七年六月十九日のことであり、五月十二日に始つた江戸市中の打毀しが最高潮に達した直後であつたことは周知の通りである。しかもこの江戸市中打毀は、前年十月以降一〇〇件をこえる全国を覆つた一揆・打毀の頂点として、首都を震撼させた大事件であつたし、田沼意次の失脚後も次期政権を持続しようとしていた同派の運動を一挙にふきとばして、反田沼派の代表者としての定信を老中上座に据える幕閣政変の直接の動機ともなつたものであつた。

それ故に、「御威信・御仁恵下々え行届きい様に越中守一命は勿論の事、妻子の一命にも懸け奉り」と、靈巖島吉祥院歎喜天に心願をささげた定信の施政の主要な眼目が江戸市政に据えられたのは当然であつた。先例を破つて、勝手方勘定奉行に柳生久通、公事方勘定奉行に曲淵景漸という江戸町奉行経験者を行政の主軸に挙用した人事にも、そのことが端的にあらわれているといえると思う。

そして、寛政三年十二月の、七分積金を中心とする町法改正にいたるまで、市政の改革が「軽き者渡世」の問題を中心として極めて精力的に試みられている。湯屋の番組組織と男女混浴の禁止は、それらのうちの、ほんの瑣細な一部なのである。

だが、部分は総体の一部であると同時に、総体は部分のうちにあるとするなら、湯屋に関する瑣細な部分のうちにも、天明の江戸打毀という、わが国の近世史上での劃期的事件の総体が、その真の意味をひそめている筈のものである。以

下、そのような視座から、さきに紹介した資料を読み込んでみようとするのである。

## 五

まず最初の、寛政二年二月に提出された湯屋組合の番組組織出願であるが、この願書の出願人は、本町組湯屋共月行事、小舟町式丁目徳右衛門店平八と堀江町組湯屋共月行事、本石町式丁目甚兵衛店次郎兵衛の二名が「町々湯屋拾式組行事共」の惣代として連署している。惣代人の居住した小舟町・本石町といえ、江戸市中でも有数の問屋街である。しかも彼らはそれぞれ本町組・堀江町組の湯屋組合の月行事であったのであるから、当時の十二組の湯屋組合のうちに、本町周辺・堀江町周辺という江戸町方の中心部分に二つの組合が存在したことを示すものに他ならない。問屋の櫛比した中心街に湯屋組合が存在したという事実は、江戸町方を理解する上で、重要なひとつの鍵である。問屋街の中に、浴室をもたない細民層が多数に居住していたことを示すものに他ならないからである。

次に考えねばならぬのは、番組組織化の出願意図がどこに存したかという点であり、それは町方の反対答申に拘らず年番・肝煎名主に再尋を行って賛成の答申をなかば強制している行政当局の姿勢と無関係ではないであろう。既に地域ごとの十二の組合を結成していた湯屋が、何故にことさら番組組織を必要としたのか。願書は、その理由として既存の個々の組合規定に差異があるため、これを統一する一元組織の制定を要することを挙げている。この出願理由は一応の筋は通っているものの、組合別の規定のうちのような差異を統一する必要があつたのかは述べられていない。従つて、差障り有無の町尋に対して、町民が新規開業の制限・同盟休業による湯銭価上げの強行・顧客の移動制限などの可能性を推測して反対したのは、むしろ当然であつたといえる。銭価の下落による小売物価の騰貴、それにもとづく市中細民層の生活難が切実な問題となつていた時期のことである。卸売物価の引下げから始まつた幕府の物価政策は、生産過程と生産地での



流通などを掌握しえないが故に、適切な対策を見出すことに悩んでいた当局の関心が、矮小化されて、専ら錢価の下落と小売価格の騰貴の問題に集中してきていたことは、細民層の社会不安を緩和せねばならぬ当面の必要からも、必然性をもつていたのである。

そのような立場にあつた当局が、湯銭引上げの可能性を挙げて反対の答申を行つた町方に対して、再尋の措置にでたこと、そして小口年番・肝煎名主を説得して、町民の反対理由を認め条件づきで、番組組織の編成そのものに賛成の答申を出させたところには、当局なりの意図があつたと解するほかない。

その意味で、本稿の最初に引用した寛政三年正月二十日の混浴禁止令を読み直してみると、男女の混浴は「大方場末之町々ニ多有之」と書きだされていることに気付くであろう。しかもそれを「男湯女湯相分焚いては、人入少々、渡世に相成不申ゆ故、入込ゆ義と相聞、其段は無抛子細にも可有之」といつて一応その事情を認めてさえいるのである。従つて、それに続く文言は市中の湯屋を対象とする形をとるのであるが、法令そのものは「以来場所柄は勿論、場末たりとも、入込場は一統堅令停止ゆ」と一般化したものとなつていのである。混浴は大方場末に行われるといいつつ、場末たりとも「厳禁するといふのであるから、この混浴禁止令の真の目標は、場末湯屋に向けられていたと解さるべきである。

## 六

さきにも触れた天明七年五月の江戸打毀の経過をみると、同月十八日に、まず本所扇橋・深川六間堀辺で玄米屋・春米屋が襲われ、これが前ぶれをなして、二十日夜から三日間、江戸市中全域が殆んど無警察状態といえるほどの大打毀が行われたのである。この二十日夜の蜂起は赤坂からおこつて四谷・青山へ進んだといわれており、翌二十一日には別に芝・高輪から生じて、新橋・京橋・日本橋へと波及、浅草蔵前に及び、二十二日は殆んど全域にわたつたが、特に麴町辺に激

烈であつたと伝えられている。打毀をうけたのは米屋約一〇〇〇のほか、酒屋・質屋・菓子屋・木綿屋・紺屋・葉屋・酒屋・味噌屋・蕎麦屋など約八〇〇〇といわれるから、米を初め日常生活物資を取扱う商家一般に及んでいたことになり、打毀に参加した民衆の層の所在を示すものでもある。

この事件で検挙された者は三七人、そのうち有罪の宣告をうけた三十人について、居住地・年令・身分・職業・出身地および江戸居住年数に関する記録が残っている（「去年五月廿日以来町々米屋其外打壊及狼籍者共御仕置奉伺書付」文部省史料館蔵、吉田家文書）。ただ、その刑量が入墨の上重追放を最高としていて死罪に処せられた者がなく、「面白相成」り打毀に参加したとの申立てが容認されている点などから、被検挙者のうちに指導者が存しなかつたと解されてきている。この解釈の当否には、なお保留の余地があるかも知れぬ。かりに指導者を捕り逃したとしても、被検挙者のうちから指導者を作することは容易であり、死罪・引廻しをもつて民衆に示威を加えることがむしろ当然の時代であつたからである。それ故被検挙者中に指導的役割を演じた者の存否そのことよりも、刑量の決め方にみられる当局の配慮に留意する必要があるのではないか。従来の理解に保留をつける筆者の意は、そこにあるのである。

その点は一応措くとして、三十人の身分階層の内訳が、店借二八、店借同居二、人宿寄子一であることは周知のところである。店借同居は「出居衆」と呼ばれたものに近く、間借・出稼人のことであり、人宿は武家・町家への奉公人の人入れ稼業者であるから、その寄子とは人入れ業者の寄住者のことである。従つて、店借、即ち借屋人以外の三人は、一戸を構えていない者たちであつたわけである。このように、身分上、正規の町人である家持はもとより、地借人（借地上に自己の家屋を所有するもの）さえも、全く含まれていないという事実から、処罰をうけた者たち——従つてまた打毀の主体が下層町民であつたという推定が当然可能のように思われるし、事実のように解されてきているのであるが、店借人即下層民と理解することは、速断のそしりを免れないと思う。店借人が直ちに下層民であつたという保証は、少くともこの時

期に関しては存在しないのみならず、むしろそのような断定を拒ませる種類の事例が稀れでないからである。具体的に事例を挙げる労を省くのは怠慢にすぎるけれども、大阪を中心として経済的な全国支配を企図した明和—天明期に、同地における諸種の会所設立を出願した者のうちに、江戸の店借人を数多く見出すことに気付いている人は多い筈であるし、現にこの小稿で扱っている湯屋番組制の制定の出願者惣代である本町組湯屋月行事・堀江町組湯屋月行事ともに店借人であることは、上記の通りである。

家持と店借との間に、町人身分として明確な差別があることはいうまでもない。しかし、この身分上の階層別を直ちに社会的階級別に置きかえることは許されない。同じ店借であつても、表店の店借には家持と階級的に等質の者が少くなかつたのであり、両者の差は、同じ店借のうちでの表店借と裏店借との間に存した差よりも遙に小さかつたからである。

江戸打毀事件での処罰者に関しては、幸になお各人の住所・職業と出身地、および江戸在住の年数が知られる。職業別にみると、左官(三) 大工(一) 屋根葺(一) から髪結(一) まで、各種の職人が一二人、前裁商(八) 魚商(五) から建具商(一) まで、各種の商人一七人、無職一人の内訳である。職人層のうちで異色なのは二九才の蒔絵職人で、他は足袋屋手間取・提灯張等を含めて、すべて日用取によつて占められている。商人層のうちにも傘・薪・建具商各一人が異色であるが、それらを除くと野菜・魚商の一三人および時の物商(一) である。野菜商の八人、魚商の五人は最も多い同業種で、打毀の対象となつた日常生活物資の取扱商に含まれる種類に属するのが一見不審に思えるが、魚商のうちに店借同居人が含まれていることによつて示されているように、店商人ではなく、行商人であつたことが推測される。「時の物商ひ」は、季節によつて取扱商品を変える最下級の行商人であつた。太田南畝が「ぼてふりのたくひ」が多かつたと記しているのも、旁証のうちに加えることができよう(「一話一言」)。そして、右のように職業上の位置を考え合せるとき、事件被処罰者の大部分が店借人である事実を、身分的なものとしてでなく、階級的なものとして確認することができると思

う。

次に三十人の出身地をみると、二三人までが江戸によつて占められているのが特徴的である。江戸以外の七人の出身地は武州五人、下総二人であるが、武州出身の五人うち二人が埼玉郡（久喜町・中嶋村）で、他は多摩郡青梅、橘樹郡程土ヶ谷の両宿町と葛飾二合半領の出である。いずれも江戸市中へ日帰りの可能な、限られた範囲の出身であるといえる。もつとも、下総の二人は海上郡（菘園村）山武郡（今泉村）の出身であるから距離的には武州出身者と同様に扱うことができない。但し、この地方が海産物と水運とによつて江戸との関係の浅くなかつたことは指摘しうる。

右に述べてきたような身分・職業・出身地に関する事実の上で、筆者が特に注目したいのは、彼らの居住地なのである。その内訳は別表の通りである。そして、この居住地の分布を、本項の最初に概述した打毀の地域的経過と見合せて

居住町名	人数
四谷堤町	1
“愛善院門前	1
牛込水道町	1
三田四丁目	1
芝横新町	1
深川六間堀町	1
本所吉町	1
“吉岡町	3
“吉田町	4
“長岡町	12
神田佐柄木町	1
“多町	1
南鞘町	1
南大工町	1
計	30

みたいのである。処罰者の居住地のうち、牛込・四谷・三田・芝の町々は、江戸城を中心とすれば、その西北から西南にかけてほぼ等距離の円周圏内に属する、当時のいわゆる「場末町」なのである。また本所六軒堀町は小名木川の大川合流点近くから北へ開鑿された堀川ぞいの、新大橋を渡つた先きの裏町であり、本所の吉町・吉田町・吉岡町は本所御米蔵の裏から東へ向つて亀沢町・二葉町の先き、柳島や亀戸の村々に間近い本所でも東端に位置する隣接した町々である。つまり、それら本所・深川の町々は、江戸にとつて、東の場末町であつたということである。

寛政の混浴禁止令をめぐつて

それらの町々に対して、神田の多町・佐柄木町は、俗に「神田の生れよ」といわれる江戸の職人町としての内神田のなかに接続してあり、また南鞘町と南大工町とは日本橋に発する東海道に直面した、それも京橋までの間に位置するほぼ対面的な、中心街のうちである。これら江戸の古町に、神田佐柄木町には無宿者の大工、多町には店借同居の無職者、南鞘町と南大工町には魚行商人が住んでいて、打毀しに参加したということが知られる。

上記の通り、江戸打毀の発生地は本所扇橋・深川六軒堀と赤坂および芝高輪の三ヶ所であり、それが拡大して町の中心部を含む全域に波及したと伝えられるのである。三十余名の被検挙者が、通説のように雷動者たちにすぎなかつたと仮定しても、なおかつ被検挙者に関する既述の諸事実のうちには、天明江戸大打毀という劃期的な事件の性格の、少くとも若干の側面が示されていると思う。

## 七

古都である京都など特殊な例を除けば、江戸時代の都市は、もともと計画的に「作られた」都市であり、「小屋住い」の細民層を初めから数多く含んでいた。その後の農業生産力の上昇は領主の地代収入を増加させ、それに依存する都市の商工業をも飛躍的に発展させた。米納地代制のもとでの領主武士階級の消費生活の奢侈化や原料・製品にわたる諸商品の全国的規模での流通にもなつて、貨幣取扱資本と商品取扱資本との集積が、一部の都市民によつて行われるのと並行して、細民層の数もまた増加した。それら一連の事象は、当然市域の拡張を必然なものとした。江戸についていえば、最も大きな荷嵩商品である木材と米とを荷さばきするために、深川の開発が計画的に行われたとき、その顕著な事例である。それらの木材・米を初め、酒・油・綿その他の大量な入荷荷物の小揚げ、倉出入、小運送のためには、市中に水運の便が乏しく、かつ運送手段が極度に制限されていた江戸では、特に尨大な量の労働力を必要としたし、木造家屋そのもの

のもつ特性の上に、瀕発する火災と破壊消防とが、土木建築関係にも尨大な労働力を必要なものとしていた。そのような必要に基く尨大な細民の存在が、彼らを顧客とする日常生活物資を取扱う零細な小商人、特に「ぼてふり」（行商人）の多数の存在を呼びおこしてもいた。江戸の行商人は、地方都市のそれのように農村に出向くのでなく、市中行商であつたことがそれを表現している。

江戸市域の内訳は、およそ武家地六、寺社地二、町方二の割合であつたとされている。二割の地に他の八割の地とほぼ同数の町民が居住していたのであるから、その過密さは想像に余りある。それは裏店の一般的な存在に他ならないのであり、本町・小舟町・堀江町など町方の中心に位置した問屋街に、銭湯組合の存在した理由でもあつたのである。

そうした肉体労働力としての日雇人夫や大工左官植木職などの日雇職人、また手工業の下請職人、そして彼らを顧客とする「ぼてふり」小商人などの大量な裏店借・出居衆は、正規の町人でないという共通の身分であるのみならず、商品取扱資本の収奪にさらされた共通の階級でもあつたことはいうまでもないし、そこに階級間の矛盾・対立の関係が存したことも説明を要しない。しかしながら、階級的矛盾の関係は私的所有そのものに内在するのであつて、階級関係が特定の体系に構造化されている限り、矛盾・対立を内在させつつも、社会構造としての正当性を保つのである。例えば日雇人夫が特定の顧客である問屋なり武家屋敷なりをもつ人込業者のもとに掌握されており、諸種の日雇職人が特定の「お出入先」をもつ親方職人に属している如く、また魚や野菜、時のものの行商人がそれぞれに毎日の商品を卸して貰う特定の仲買商と待ちうけてくれる特定の地域的範囲の顧客細民層とをもつ如くであれば、大屋（裏店所有者のための差配人）の隠居の穩情をまたずとも、細民層は都市の再生産のうちに体系的に構造化されているといえるのである。そして、事実そのように構造化されていたのが、中心街の湯屋の客である裏店借や出居衆であつたと思う。

それら体系的に構造化された尨大な細民層は、それ自身として拡大再生産されていく。そして、この拡大再生産された

細民層が外延部に拡散することによつて、場末町の形成と膨張とが行われたのである。それは東海道から奥州街道までの、江戸に発する諸街道ぞいの農地が町化して形態が進められたのみでなく、それら諸街道筋に裏町を、或は散在的に或はある程度集群的に、いずれにせよ無計画に形成していったのである。幕府が新市場として計画的に造成した本所・深川も、その一部を除いて、細民層の集団居住の散在の場となつた。

これら同心円の一定距離圏内に散在する場末町の形成は、市中細民層の拡大再生産からのみ一義的に説明されるべきものではない。主穀・蔬菜・薪炭を初めとする市中消費農産物の供給地である近郊農山村との間の流通関係の複雑化が基調にあり、それに伴つて生じた農山村民の江戸へ向けての社会的移動の増加、その際の主観的には暫定的な足だまりとしての場末町への居住者の増加も考慮されねばならない。

もちろん、そのようにして形成された場末町のうちにも、有力な経済力をもつ者が含まれていたし、中心街の同業者と共に同業仲間の構成員となつていたものも少くはなかつた。しかし、そこには中心街について上述したような体系的な構造が成立していなかつたところに、場末町に特有の状況が存在したのではなかつたか。そこでの男女混浴は、寛政三年正月の禁止町触がいつている通り顧客数の少さという量の問題であるにしても、それは構造化の未成立という質の問題のひとつの表現として理解すべき側面をもつものであつたといえるのではないか。

構造化された体系が、本来、矛盾・対立の関係を内在する支配の体系であることを繰返すまでもないものとするなら、構造化の未成立な状態は、矛盾・対立の関係を容易に運動に転化せしめる状況であることも明らかである。細民層の貨幣である銭の金銀貨に対する価値の低下によつて増幅された日常生活物資の小売価格の急激な騰貴に基く生活難という起爆材が、まず場末町細民層を蜂起させ、それが一応構造化されていた中心部細民層の広範な運動を誘発させた。江戸大打毀の経過の示すものが、そこに存するとみるのである。

それ故にこそ、打毀後の江戸町政の力点のひとつは、場末町の構造化に据えられたのであつたと思う。男女混浴禁止令は、湯屋組合の番組制への組織化を町民一般の反対にも拘らず強行しようとする権力側の意図につらなるものであつたことを思い起すならば、それは単なる風俗矯正を目的としたものではなく、場末町対策の一環であつたと解すべきであると、筆者は考えるのであり、そこには構造化されていた筈の中心街細民層の蜂起に表われている在来の体系的秩序の大きな揺ぎと共に、近世都市の歴史に一時期を劃する天明江戸大打毀の意味と、事態を拾収しようとする権力側の政策意図の方向を理解するための、ひとつの手掛りが含まれていると思うのである。

在来の体系的秩序原理であつた家長制的支配を幕府自らが放棄したところに、いわゆる田沼期の幕政改革の重要な一側面があつたことを、筆者は『転換期幕藩制の研究』において指摘した。混浴禁止令というような瑣細な江戸市中の一史実も、そうした全体社会の歴史の裡で把えられるべきものであると、筆者は考えるのである。

(一九七一・一〇・三一)